

水上村コミュニティー・シェッド 寄郎屋 規約

(名 称)

第1条 この会は、水上村コミュニティー・シェッド寄郎屋と称し、所在地を水上村大字湯山 300 におく。

(目 的)

第2条 この会は、地域住民（特に壮年～高齢世代）の心身の健康増進、社会的孤立・孤独の予防、伝統的なスキルの伝承等を参加者が自主的な活動を通して達成していくことを目的とする。

<会員について>

第3条 この会の会員は、前条に賛同する水上村湯山地区在住の 40 歳以上の湯山地区在住の方とする。それ以外のものは賛助会員とする。会の役員には次を置き、任期は 3 年とし、他薦・自己推薦で決定する。

- 屋 長 1 名 屋長は会を代表し、会のマネジメントを行う。事務所の鍵の管理も行う。
- 副屋長 2 名 副屋長は屋長を補佐し、会の書記も担当する。但し、副屋長不在の際は書記を他の会員に依頼しても良い。事務所の鍵の管理も行う。
- 勘定方（会計） 1 名 会の会計を担当する。事務所の鍵の管理も行う。
- 監 査 2 名 会計や活動が適切に行われているか確認する  
尚、副屋長には、水上村役場関係職員を 1 名置き、行政との連携を図る。鍵の管理は屋長、副屋長、勘定方の 4 名とする。

(活 動)

第4条 この会は次の活動を行う

- (1) 木工等の実用的な活動を参加者が自ら主体的に企画し実施する
- (2) 活動の場は必ずしも所在地での実施とは限らず、広く村内で活動できる場所で活動する
- (3) 活動頻度は週に 1 回（毎週木曜日）は所在地を開放し、参加者が集まる時間を作る（開放的で有効な場を提供する）。月に 1 度、第 2 木曜日は全体ミーティングの実施日とする。
- (4) 月 1 回の全体ミーティングでは、活動状況の報告等行う。
- (5) 常に所在地には様々な活動の情報提供を行う。
- (6) 参加メンバーに加入する場合、会員証としてシェッドのロゴ入りコースターもしくは木フォルダーを作成する。
- (7) 広く社会に貢献し、参加者が楽しみ、笑顔で過ごせる活動や場を作る
- (8) 年に 1 回の総会を開催し、収支報告・活動報告・次年度予算・次年度活動報告・規約変更・役員選出・その他必要な事項など、多数決にて決定する。
- (9) 会員による活動を寄郎屋の活動と位置付ける。

(会 費)

第5条 会員) 会員の会費は 11 月を基準とし年間費 ¥6,000 とする。途中加入の場合、1 か月当たり 500 円で計算し徴収する。但し、金銭的理由から分割での支払いの希望があった場合も可とする。

<会費表>

11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
6000	5500	5000	4500	4000	3500
5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
3000	2500	2000	1500	1000	500

賛助会員（個人） 賛助会員は年間 2000 円とし月割りは行わない。毎年 11 月に年会費を収める。

団体） 団体の賛助会員は年間 10000 円とし月割は行わない。毎年 11 月に年会費を収める。

（補助金等）

第 6 条 本事業は心身の健康増進、社会的孤立・孤独の予防を目的としているため、社会貢献活動としての位置づけである。したがって広く関係団体（行政、企業等）に、補助金等の支援協力を御願ひする。

（備品購入等）

第 7 条 必要備品等の購入については、毎月第 2 木曜日のミーティング時に検討する。尚、家賃や光熱費については会費や補助金等から支出する。

（収入等）

第 8 条 本会に関連する行事や活動において、お花・謝金等を頂いた場合、会の運営費として使用する。但し、今後の活動において収益目的で実施する場合は、総会等にて承認後、適切な手続きを行う。

第 9 条 賛助会員が寄郎屋の活動以外で事務所を利用したい場合、施設利用願ひを屋長に提出する。施設利用願ひの内容で地域住民の集まる場所として屋長・副屋長の判断で許可を出す。鍵係が開放・施錠を行う。賛助会員の個人団体ともに、加入されている場合は使用料無料である。

それ以外の地域住民の単発利用の場合は施設利用願ひと合わせ、以下の使用料表に基づき光熱費代として屋長に支払う。屋長は会計に利用願ひと合わせて使用料も提出する。尚、スケジュールが寄郎屋の活動と重複した場合は寄郎屋の活動を優先する。

\* 鍵の管理は鍵登板、屋長、副屋長で担当する。必ず鍵管理簿に記入する。

<単発使用料表>

時間帯	光熱費代としての使用料
半日（9 時～12 時、13 時～16 時）	500
日中（9 時～16 時）	1000
夕方以降（16 時～21 時）	1000

\* 1 か月を超えるような長期間の利用の場合は個人・団体ともに賛助会員や会員への加入をお勧めする。

（保 険）

第 10 条 本会に所属するメンバーはスポーツ安全協会の保険へ加入し活動に参加する。

附則

制定.1 この規約は 2023 年 11 月 30 日から施行する（寄郎屋結団）

設立年月日 2023 年 11 月 30 日

改定.2 施設利用、鍵の管理について追記 2024 年 3 月 7 日